

令和4年度「南海粉浜駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」 業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度「南海粉浜駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」業務委託

2 目的

本業務は、放置自転車による通行障害などの未然防止のため、多数の放置自転車がある南海粉浜駅周辺に啓発指導員を配置し、放置自転車に対する啓発・整理作業を行うとともに、市民に放置禁止、駐輪場の利用を呼びかけることで、放置自転車問題の解消を図ることである。

複雑多様化する地域社会が抱える課題へ対処すべき「公共」分野の拡大について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPOなど多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざすという観点から地域住民と連携しつつ、啓発指導員を配置し、放置自転車の削減を図るものである。

3 期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

4 事業実施場所

南海粉浜駅周辺の自転車放置禁止区域（別紙1）

5 配置人数・時間

- ・2人以上（活動は2人1組で行うこと）
- ・原則週2回以上・年間89日以上とする（1日2時間以上）

※ただし、8月13日～15日、12月25日～1月5日、3月25日～31日、祝日を除く

6 事業実施内容

（1）啓発指導員の配置

受託者は、事業実施場所に、前項に定める人数及び時間について、啓発指導員を置き、次に掲げるところにより、自転車利用に関するマナーの啓発、放置禁止区域内での自転車放置の防止及び通行に危険となる放置自転車の整理の業務を行わせる。

① 自転車等を放置しようとする者及び放置している者への指導

- ・道路上に自転車等を放置しないよう指導する。
- ・指導の際は、「止めないでください」や「ダメです」などの声かけを行うのではなく、

放置自転車とならないように協力を求めることとし、トラブルを招かないよう、親切丁寧に対応すること。

② 指導の方法について

- ・自転車等を道路上に止めた時は「すみませんが、通行の支障となりますので自転車駐輪場のご利用をお願いします」等の声かけを行うこと。
- ・自転車駐輪場に空きがないなど、自転車駐輪場を利用できない場合についても、「すみませんが、道路上に止めないようご協力をお願いします」等の声かけを行うこと。
- ・業務開始前に放置されている自転車等に並べて放置しようとしている場合においても、黙認せず、上記と同様の声かけを行うこと。
- ・また、自転車放置禁止区域内であれば「撤去されることがある」ことを伝えること。
- ・自転車等を店舗前に駐輪した利用者に対しては、店舗を利用する可能性があるため、指導は慎重に行うこと。ただし、店舗に自転車駐輪場が設置されている場合は、「撤去されることがあるため、店舗の自転車駐輪場をご利用いただきますようご協力をお願いします。」などの声かけを行うこと。

③ 自転車駐輪場への案内誘導

- ・案内、誘導を行う際は「あちら」、「そちら」などの案内の仕方はせず、具体的に場所を伝えること。
- ・自転車駐輪場を案内時、その場所から最も近い自転車駐輪場を案内及び誘導すること。
- ・利用者より、自転車駐輪場まで、誘導を求められた場合は、同行し誘導すること。

④ 放置自転車等の整理

- ・自転車放置禁止区域の点字ブロック上及び歩道上に放置されている自転車等を、通行の支障にならないよう整理すること。
- ・整理する際には、元々放置されていた位置から離れた場所に移動させないようにすること。
- ・自転車等の整理をおこなう場合は、自転車等に傷をつけないよう軍手などを着用の上、丁寧に取り扱うこと。また、整理に伴い自転車等が損傷した場合、当区役所は責任を負わない。
- ・啓発指導員自身が通行の支障とならないように注意すること。
- ・ミニバイク（50cc以下の原動機付自転車）は、非常に重量があり、整理する際に転倒する可能性があるため触れないこと。また、道路の中央に止められている等、著しく通行の障害を引き起こしている場合は警察へ通報すること。

⑤ 広報の強化

- ・自転車利用のルールを広く周知するため、チラシや表示物の作成など、効果的な広報物を作成すること。

⑥ 緊急事態発生時には、応急処置を講じ、当区役所へ連絡すること。

⑦ その他、当区が指示すること。

※放置とは、自転車が道路上に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することが出来ない状態にあることを言う。

※自転車等とは、自転車、電動アシスト自転車、電動自転車、50cc以下の原動機付自転車をいう。

7 啓発指導員の服務等について

- (1) 啓発指導員は、業務実施にあたって、当区が承認した被服（帽子、腕章を含む）等を着用し、業務開始前及び終了後や休憩時間には使用しないこと。
- (2) 啓発指導員は、常に市民の視線を意識し、身だしなみや行動・言動には十分注意すること。
- (3) 従事時間中は、配置箇所をむやみに離れないこと
- (4) 休憩時間を設ける場合は、交代で休憩をとり、従事時間中に啓発指導員がいなくならないようにすること。
- (5) 業務の支障となるような私物は持参しないこと。

- (6) 従事中の喫煙・飲食（ただし、水分補給は除く）・私語・私用の携帯電話やラジオ等の使用は禁止とする。

8 事業実施計画書及び報告書について

- (1) 受託者は、契約後すみやかに自転車利用適正化実施計画書（以下「実施計画書」という。）（個人名は不要、日付・時間は記載）を作成のうえ当区役所へ提出し、その承認を受けること。なお、当初の実施計画書の内容に変更が生じた場合は、当区役所と協議のうえ、すみやかに実施計画書（変更）を提出すること。実施計画書には、次の事項を記載すること。
 - a 事業実施年月日、実施時間
 - b 参加予定人数
 - c 緊急連絡体制
- (2) 各月の業務終了後、翌月の10日までに当区指定の業務日報（別紙2）、業務月報（別紙3）を当区役所に提出すること。
- (3) 業務日報等については、必ず毎回の業務終了時に当該業務にあたった啓発指導員自身が作成すること。

また、当該日報等については、具体的な業務報告となるようにしなければならず、漠然とした表現、内容であってはならない。

9 事業の効果検証について

本事業を受託した事業者提案に基づく事業の実施における効果検証として、当区が指定する項目において、駅周辺で8月と2月の年2回、アンケート調査を実施すること。

なお、アンケート回答者数は各回 100 人以上とする。

※通行人を対象に聞き取りで行い、年齢層等偏りが無いよう配慮すること。

1 0 問合せ・苦情などへの対応

本業務に関連する問合せ・苦情等の対応については、第一次的には受託者において誠意をもって行うこと。また、その顛末について、速やかに当区役所へ報告を行うこと。

1 1 委託料の支払方法

事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で当区役所担当者が履行確認したうえで、受託者の請求により支払うものとする。

1 2 再委託について

(1) 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

(2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受託者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

(5) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

1 3 その他

(1) 受託者は、啓発指導員に対し、人権問題について正しい認識、市民対応における適切な接遇、個人情報への適切な取扱いについての徹底を図ること。

- (2) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、上記の目的に従い、当区役所担当者と十分連携を図ること。また、業務実施中に発見した異常または事故は速やかに当区役所へ報告すること。
- (4) 受託者は啓発指導員に対し、啓発方法を十分に指導、教育すること。
- (5) 啓発指導員には自転車駐輪場の位置図等を持たせ、自転車駐輪場への案内を具体的に行わせること。
- (6) 啓発作業員の被服等については、デザインを当区担当者と協議のうえ作製すること。
- (7) 受託者は啓発指導員を必要な保険に加入させること。
- (8) 実施にあたっては関係法令及び大阪市契約規則を遵守するものとし、変更等がある際には別途指示するので、その指示に従うこと。
- (9) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (10) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (11) 啓発指導員について、当区役所が不適格であると判断した場合は速やかに他の者と交代させること。
- (12) この仕様書に定めのない事項については、その都度、当区役所と受託者において適宜協議、調整を行い決定する。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

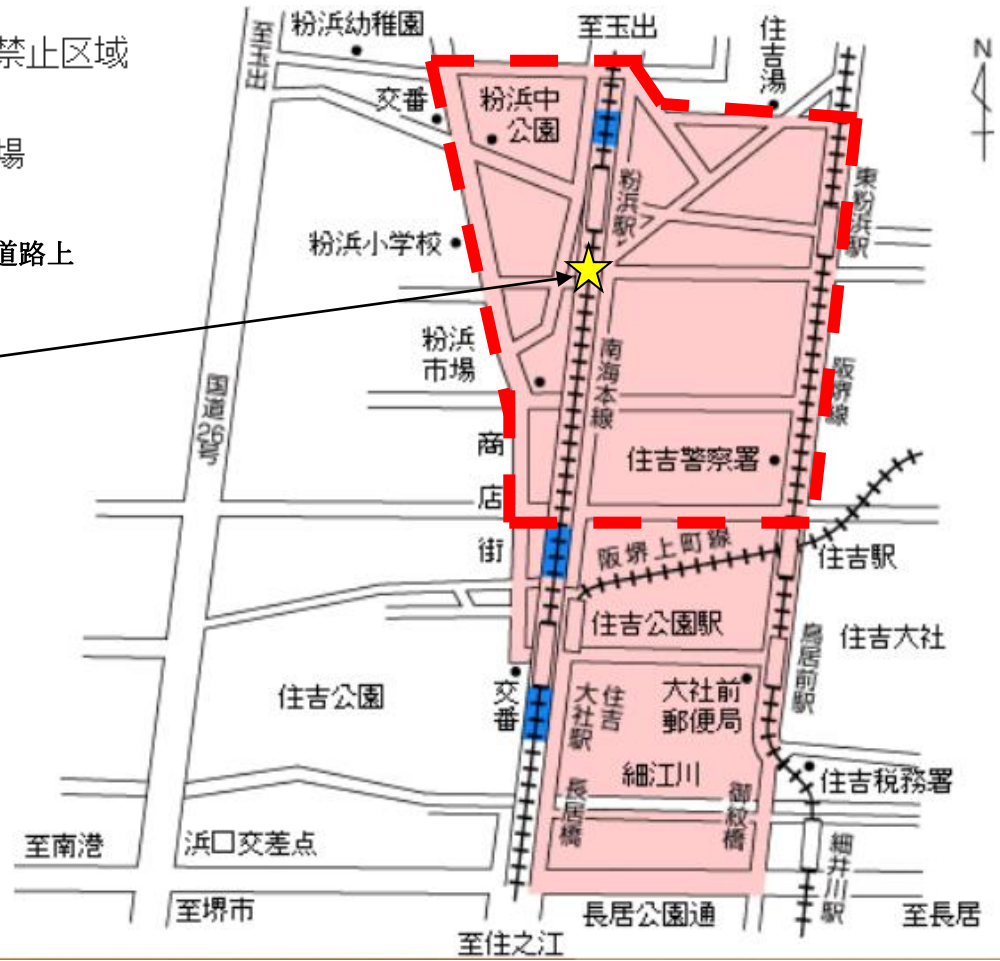
(発注者：大阪市 受注者：事業者)

南海粉浜駅 自転車放置禁止区域

■ 自転車等放置禁止区域

■ 自転車等駐車場

南海本線高架下の道路上
(南海粉浜駅南側)



令和4年度 南海粉浜駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

業務日報

日付	令和 年 月 日()		天気		
	10時 ~ 12時・13時30分 ~ 15時30分・その他()				
担当者					
場所					
業務内容					
声かけ		回	整理		台
チラシ配布		枚			
エフ付け		枚			
放置自転車台数 (時調べ)					
場所	台数		場所	台数	
	啓発前	啓発後			
	台	台		台	
	台	台		台	
	台	台		台	
報告事項など (例:トラブルや南海粉浜駅周辺の状況についての報告、新しい提案など)					

令和4年度 南海粉浜駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業						
業務月報(令和 年 月度)						
作成日	令和 年 月 日()					
作成者						
実施回数	10時～12時 ()回		計	回		
	13時30分～15時30分 ()回					
	その他() ()回					
業務内容						
声かけ		回	整理		台	
エフ付け		枚	チラシ配布		枚	
放置自転車総台数						
場 所	台 数				場 所	台 数
	啓発前		啓発後			
		台		台		台
		台		台		台
		台		台		台
報告事項など (例:トラブルや南海粉浜駅周辺の状況についての報告、新しい提案など)						